

『学校日誌』に見る時代の記録

学校日誌とは、文部科学省によって学校基本法で定められた、出勤簿や出席簿と同様に、学校で備えておかねばならない公簿です。

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号（抄））

第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一 学校に係る法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三～七(略) 【別にだだめる他、五年間保存しなければならない】

学校には学校日誌というものがあり、その学校でおこった出来事が毎日記録されています。現在でも、児童・生徒の在籍数、出欠者数、職員については年休・病休の記録のほか、出張や学校行事などがあつた場合にはその内容も記録しています。

教育博物館・展示室Aでは、学校から提供いただいた昭和20年の学校日誌を展示しています。当時の学校日誌には、空襲警報や8月15日昭和天皇から発せられた戦争終結の詔など、その頃の状況が記録され学校の様子が分かります。



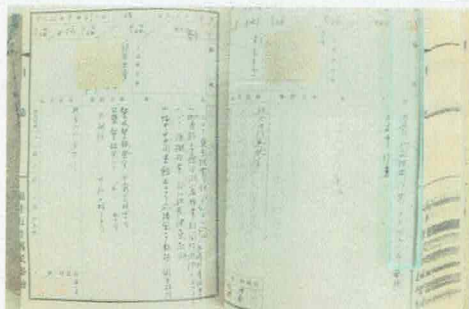
またびや

展示室 A

教育ふくいの歴史

幕末から戦後にかけての本
県の教育の歴史を、様々な資
料・映像とともに紹介してい
ます。

▼むかしの学校映像「県政ニ
ユース・NHKラジオ番組」

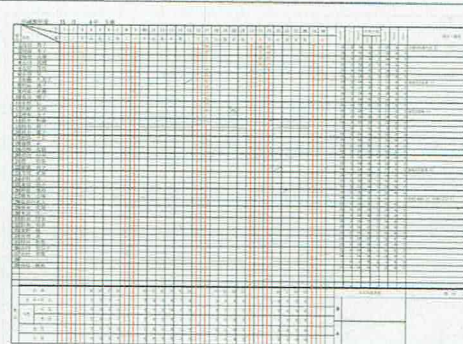


S20. 8/12-8/13 豐小学校

S20. 8/10. -8/11 堺小学校



S20. 8/14-8/15武生東小学校



▼現在の学校での、出席簿、学校日誌記入例

児童や職員が、大きな問題なく日々を過ごしているか、動静を記録していくことが、教育の安定や質の向上を支えるひとつになっています。

年	月	日	时	分	秒	微	纳	皮	飞	阿	托	考	奈	秒	分	时	日	月	年
				分	秒	微	纳	皮	飞	阿	托	考	奈	秒	分	时	日	月	年
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

資料募集

当館では、資料として戦後から現在までの教科書、教材、教具など教育資料を収集しています。貴重な資料があります。お知らせください。

●学校公表簿名及び保存期間一覧

名 称	保存期間	名 称	保存期間
学校沿革史	永年	卒業生台帳	永年
学校日誌	5年	児童生徒転出入記録簿	5年
日進日誌	5年	身分、卒業証明発行簿	1年
保健日誌	5年	通学、卒業証明発行簿	1年
出勤簿	5年	成績証明発行簿	1年
教職員名簿	5年	文書管理簿	3年
理科教育等設備台帳	5年	文書送達簿	3年
技術・家庭科設備台帳	5年	服薬に関する諸承認簿	3年
指導要録(学習に関する記録)	20年	備品出入納簿	3年
指導要録(指導に関する記録)	5年	消耗品出入納簿	3年
指導要録沙汰	20/5年	郵便切手はがき留紙込納簿	3年
児童生徒出席簿	5年	自転車等出納簿	3年
児童生徒健康診断票	5年	校舎校庭使用許可書票	1年
児童生徒の食の安全票	5年	私有電話使用簿	3年



問合せ先
0776
58-2250